

食料システム

公益財団法人 **食品等持続的供給推進機構**

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2026

4月号

No.364

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 〈農林水産省〉
食品等の取引の適正化のための措置など
食料システム法が全面施行されました ④
- 第47回 食品産業優良企業等表彰 受賞者決定 ⑦
- 食流紀行 ⑧



第47回食品産業優良企業等表彰 受賞者の皆様
(令和8年3月2日表彰式開催 於：如水会館)

巻 頭 言

3月11日チリで大統領就任式が行われた。左派のボリッジ大統領から右派のカスト大統領にバトンタッチされた。日本から自民党、日本・チリ友好議員連盟会長の松島みどり先生が政府特使として参加された。

小生のチリ大使在任中には、2014年3月にピネラ大統領からバチェレ大統領への政権移管が行われた大統領就任式があった。この就任式には同じく自民党、日本・チリ友好議員連盟会長の塩谷立先生が政府特使として参加された。

今回の大統領就任式においては上記の通り、左派の大統領から右派の大統領への政権移管となった。前任のボリッジ大統領は2019年10月に地下鉄運賃の値上げを契機に勃発した国内の政情不安の後、左派勢力の勢いが増す中で政権を獲得していたものである。ボリッジ大統領は、学生運動のリーダーで下院議員であった。

左派から右派への、もっとあからさまに言えば極左から極右への政権移管というのは、1990年にチリが民政移管をしてから初めてのことである。

中南米では2020年代初めにはピンクウェーブと言われて、ブラジル、コロンビア、チリなど左派・反米政権の成立が続いたことがあった。しかし、ここ数年アルゼンチンのミレイ政権の誕生に見られるような右派政権への回帰が各国で見られるようになってきている。そういう意味では、チリの動きもこういった中南米における政治的潮流の一環と言えるかもしれない。しかしチリの場合にはまた違った要素が背景として働いているということも無視できない。

というのは、このような極左から極右への政権移行はかつてのチリ特有の選挙制度の下では起こり得なかったことではないかと思われるからである。

1990年の民政移管後2017年の選挙までの間、チリにおいてはチリ特有の多数二名制 (systema binominal) という選挙制度のもとに選挙が行われてきた。各選挙区2名の議員を選出するシステムであり、各勢力は2人ずつの候補者を立てる。投票はリストに載った候補者個人にそれぞれ投票を行う。そして1つのリストに乗った2人の候補者はその合計得票が2番目に得票総数が多かったリストの2名の候補者の得票数の倍以上の得票をしないと、リストに載せた自派の2人の候補者を当選させる事はできない。

具体的にこの制度がどのように機能するのかを示すと、選挙民が100名で両陣営の候補者リストと投票結果が次のようであったとした場合、

リスト A (中道左派)	リスト B (右派)	投票結果
a 候補	c 候補	1位 a 候補 40票
b 候補	d 候補	2位 b 候補 25票
		3位 c 候補 22票
		4位 d 候補 13票

候補者の得票は1位、2位ともリスト A (中道左派) であるが B リスト (右派) の候補者の得票数が A リスト (中道左派) の候補者の得票数の2分の1を超えているので、当選者は a と b ではなく a と c という結果になる。全体の3位の得票であるのにも関わらず、c が当選することになる。

したがって、この制度のもとでは1つの党派が絶対的な多数を取ることはなかなか難しく、2つの大きな勢力が拮抗するような議員構成になりがちである。

この特徴ある選挙制度は民政移管の直前に軍事政権で考案されたもので、一党・一派が絶対多数を占めて、独裁的な政権運営をすることを防止するとともに、少数の党派の乱立によって政治の不安定化を防ぐという2つの大きな目的があったと言われている。この制度の下ではいわゆる各党が中道左派と右派ないし中道右派にかたまってそれぞれのリストに2人ずつ各選挙区に候補者を立てて選挙戦を戦うという構図が続いてきた。

この多数二名制については民意が公平に議席数に反映されず民主的ではないという議論が長年くすぶってきたところ、中道左派のバチェレ政権下の2015年に法律が改正されて、上院、下院ともいわば比例による中選挙区制のような制度となり、上院においては2人から5人、下院にあっては3人から8人の選挙区が設けられ、各党は候補者リストを出し、選挙民は候補者個人に投票する。各党の議席の配分はいわゆるドント方式で各党のリストの上位得票者から議席が配分される。

かつての多数二名制の下では上に述べた通り議会選挙においては各選挙区で2つの勢力が2人ずつの候補者をリストに並べて戦ったことから、大統領選挙においても同じように中道左派と中道右派で、それぞれ予備選を行い統一候補を立てて戦ってきた。その構図にも大きな変化が起こっており、中道左派では左派の勢力が強くなり、中道右派も右派が伸長しており右派の候補が複数立候補するといった事態となった。今回、共和党（Partido Republicano）のカストが決選投票の結果大統領となったのも、新しい選挙制度の下で初めて可能になった変化だともおもわれる。決選投票に残った左派の統一候補は共産党のハラであり、共産党員の候補者と極右の候補者が大統領選挙を争うというような事態は上記のような選挙制度の変更がそれを可能としたとみている。

したがって、チリにおける左から右への今回の政権交代は、ベネズエラ移民の急増、治安の悪化などを背景とする他の中南米の国における左から右への流れに乗ったものであることは確かであるが、その傾向をさらに増幅したのがチリにおいては選挙制度の変更であったと考えている。

日本では2月の衆議院選挙において、与党が絶対多数の議席を獲得した。他方、国会では多党化が進んでおり、現在の小選挙区制度を中心とした選挙制度は実態にそぐわないのではないか、選挙制度を変えるべきではないか、中選挙区制度を導入すべきではないかなどの議論が生じている。

チリの多数二名制は極めて特異な制度であるが、中道左派と中道右派のような2グループにグループ分けできるのであれば、これ自身はある意味では民意を一定程度バランスよく反映しているものであると言えなくもないのではないか。民政移管後、チリは中南米の他国に比較して政治の安定が維持され、自由主義的な経済政策を一貫して遂行することができたのは、民主的ではないといわれた多数二名制という特異な選挙制度に負うところも大だったといえる。

新しい選挙制度の下で、大統領選に変容が見られるだけでなく、チリの議会では多党化、政治プロセスの複雑化、議会の生産性の低下が見られるといわれている。

別にチリは多数二名制に戻すべきだと言っているわけでもないしチリでその制度に戻すことは起こり得ない。さらに、この制度を推奨しているわけでもない。ただ、選挙制度を議論する際には変更後の党派構成にどのような影響が及び政治の風景がどう変わるか、政治の安定性はどうなるかなど、よほど慎重に検討する必要があるのではないかという趣旨で紹介したものである。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長 村上 秀徳

〈農林水産省〉食品等の取引の適正化のための措置など 食料システム法が全面施行されました

I 食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成を後押しするため、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）が令和8年4月1日に全面施行されました。

II 食品等の取引適正化措置の概要

食料システム法のうち、食品等の合理的な費用を考慮した価格形成に向けた食品等の取引の適正化に関する措置として、主に以下の措置を講じております。

1. 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
2. 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定めます。
3. 判断基準に基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
4. 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。

こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することを目的としています。

○食料システム法に関する取引関係者向け資料（PDF：2,952KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-26.pdf>

III 飲食料品等事業者等の努力義務等について

1. 飲食料品等事業者等の努力義務

食料全般を対象に、食料システム法第36条各号に規定する以下の2つの努力義務が課されます。

- (1) 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること
- (2) 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力を行うこと

これらの努力義務に対する措置の適切な実施のために必要な場合や、措置の実施が著しく不十分と認められる場合には、指導・助言または勧告・公表を行います。

2. 飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項

努力義務の適確な実施のため、食料システム法第37条第1項及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「規則」といいます。）第25条各号において、飲食料品等事業者等の行動規範（判断基準）を定めております。

詳細は下記のQ&Aをご確認ください。

○飲食料品等事業者等の努力義務に関するQ&A（PDF：373KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-19.pdf>

取引条件に係る誠実協議	商慣習等に係る検討・協力
<p>① 協議の速やかな開始 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。</p> <p>② 協議における公表資料の尊重 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、公表資料又は指定飲食品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。 >（問題となり得る具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p>③ 協議において取引条件の一時的な決定を行わないこと 取引条件に関する協議にあつては、飲食品等の取引価格その他の取引条件を一時的に決定しないこと。 >（問題となり得る具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一時的に決定すること</p>	<p>④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと。</p> <p>> 持続的な供給に資する取組の提案の具体例 ① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減 ② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長） ③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認 ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止 ⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用</p>
共通	
<p>⑤ 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。</p> <p>⑥ 協議等における必要な説明等の実施 取引の相手方から示された、持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。</p>	

3. 指導・助言または勧告・公表

努力義務の適確な実施のために必要な場合や、措置の実施が著しく不十分と認められる場合には、指導・助言または勧告・公表を行います。

指導・助言または勧告・公表を行う場合の方針、基準については、下記の行政指導指針をご確認ください。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく指導及び助言並びに勧告及び公表の指針（令和8年1月30日 農林水産省）（PDF：224KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-12.pdf>

◎食品等の適正取引に関する情報受付窓口

食品等の取引において、問題となり得る行為を行っている事業者の情報がありましたら、以下の「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」にお寄せください。
詳しくは食品等の取引適正化に関する情報受付窓口をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>

◎食品等取引実態調査

農林水産省では、食品等の取引適正化のため、食料システム法第34条に基づき、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況等について調査を実施しています。
詳しくは食品等取引実態調査をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/jittaichousa.html>

◎フードGメン

食料システム法（取引適正化関係）を適正に執行し、法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、本省及び地方農政局等に、「フードGメン」を配置しています。

詳しくは下記をご確認ください。

フードGメンの発足について（PDF：352KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-16.pdf>

◎努力義務・判断基準ガイドブック

飲食料品等事業者等の努力義務や判断基準、指導・助言等について、「努力義務・判断基準ガイドブック」に取りまとめております。

以下のPDFよりご確認ください。

努力義務・判断基準ガイドブック（PDF：1,778KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-22.pdf>

IV コスト指標について

コスト指標は、持続的な供給に要する費用（生産、製造、加工、流通、販売といった各段階において食料の供給に要する費用）を示す指標であり、1つ目の努力義務の協議を促進するために、通常取引において費用が認識しにくい飲食料品等（指定品目）を対象に民間のコスト指標作成等団体により作成されるものです。

指定品目を扱う取引の協議に当たり、参考として活用いただくことが可能です。

1. 指定品目（令和8年1月30日現在）

令和8年1月30日現在、規則第26条において下記の品目が指定品目として指定されました。

- ・米穀
- ・野菜
- ・豆腐
- ・納豆
- ・飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）

2. コスト指標作成等団体

公正で信頼できる指標であることが求められるため、農林水産省が定めた認定基準をクリアした民間の団体をコスト指標作成等団体として認定し、当該団体がコスト指標を作成します。

コスト指標作成等団体に係るご不明点がありましたら、下記のQ&Aをご確認ください。

コスト指標作成等団体に係るQ&A（PDF：291KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-8.pdf>

◎コスト指標作成等団体の認定に係る意見募集について

コスト指標作成等団体の認定に当たっては、食料システム法第42条第5項の規定に基づき、指標作成等業務の対象とする指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴くこととしております。

実施中の意見募集案件については、下記よりご確認ください。

米穀に係る認定指標作成等団体の認定に係る意見募集について（意見募集期間：3月10日～3月23日）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/ikenbosyu_beikoku.html

3. コスト指標活用にあたっての注意点

コスト指標を活用いただくにあたって、注意いただくべき点がございます。

下記のパンフレットにて、コスト指標を活用する際に起こりうる法律違反等の事例をまとめていますので、ご確認ください。

コスト指標活用にあたっての注意点（PDF：570KB）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-23.pdf>

V 詳細につきましては、以下の農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>

第47回 食品産業優良企業等表彰 受賞者決定

当機構では、一般財団法人食品産業センターとの共催により、農林水産省の後援を得て、毎年食品産業優良企業等表彰を行っています。

この事業は、国民経済の発展及び国民生活の向上に重要な役割を果たしている食品産業に関し、食生活ニーズに対する的確な対応、農商工連携推進等による地域農林水産物の利用増進、生産性の向上、流通の合理化、3Rの推進・省エネ等による地球環境の保全、消費者対応等について、顕著な功績を挙げた者及び食品の製造加工等において高度の技術・技能を有する者に対して、農林水産大臣賞及び農林水産省食料産業局長賞を授与し、広く顕彰するものです。

表彰部門につきましては、食品産業部門、食品流通部門、CSR部門、環境部門、マイスター部門がありますが、当機構は食品流通部門を担当しています。令和8年3月2日（月）に表彰式が如水会館（東京都千代田区）にて開催されました。当機構が担当する食品流通部門の受賞者についてご紹介いたします。

―農林水産大臣賞（食品流通部門）受賞者3件―

業種	受賞者名	所在地
青果卸売業	佐藤 龍悦	宮城県
<ul style="list-style-type: none"> ○JA全農宮城県本部の副本部長として青果物の生産・流通事情に精通し、令和2年に旧・宮果の代表取締役社長に就任すると、同社と旧・仙印の合併統合をまとめあげ、東北地方全域の集荷ハブ機能、ストックポイント機能を担う仙台あおば青果を設立。 ○物流2024年問題により東北エリアの農産物が仙台市場へ集約すると見据え東北圏の「ハブ市場」となるべく、各県卸売会社と中継契約の締結、冷蔵庫の増設、回転式フォークリフトの導入などコールドチェーン化、物流の効率化に努めストックポイント機能の強化に取り組んでいる。 ○仙台市中央卸売市場再整備検討委員会の委員として、令和19年度再整備完了に向け青果部を代表して積極的に検討に参画。 ○令和4年10月に（一社）全国中央市場青果卸売協会常任理事に就任。物流問題や価格転嫁など業界の諸問題に関し、東北地区のみならず全国的な視点に立った意見を述べるなど協会運営に貢献。 ○卸売場での産地関係者によるトップセールス、水産部とのコラボ企画、仙台市の主要祭事での販促活動などにより産地支援と消費拡大に貢献。出前授業を機に仙台白百合女子大学と連携協定を締結、障害者福祉事務所と業務委託契約を締結、障がい者の継続雇用を創出するなど積極的に社会貢献活動も展開。 		

業種	受賞者名	所在地
食品小売業（食品小売店のボランタリーチェーンを組織する協同組合連合会）	太田 雅明	新潟県
<ul style="list-style-type: none"> ○平成9年3月に新潟設立委員長として新潟協同組合の創立総会を開催、新潟協同組合を設立。同年9月には北蒲原郡聖籠町に物流拠点（新潟センター）を設置、以後、新潟チルドセンター、新潟十日町チルドセンター、甲信越センターの開設等物流機能の抜本的強化策を展開、広域の新潟県にあって全国的にみても非常に効率のよい配送体制を構築。これと並行して広域の新潟県下で積極的に新規店舗掘起こしに力を注ぎ、仲間づくりに尽力。 ○平成14年、上位組織である全日食チェーン商業協同組合連合会の理事就任、以後、15年に常務理事、令和元年に監事、平成19年全日本食品（株）取締役就任と新潟協同組合での活動に加え中央組織でも多大なる活躍。 ○“新潟県けんこう time推進店”として新潟県「健康立県」事業への参画、三条市「こっそり減塩作戦」への参画、厚生省「健康な食生活・食環境」認証店舗としての参画など行政と連携した高齢化社会に対応した食の提案活動を積極的に展開。 ○作付面積全国1位の枝豆について、近隣農家から、長年にわたり優先的な商品供給を確保し、地域の地産地消に努め、地域商業の活性化に貢献。また、三条市の一大イベント三条風合戦の運営に30年以上にわたって参画し、地域活性化に貢献。 		

業種	受賞者名	所在地
物流事業	霞ヶ関キャピタル株式会社	東京都
<ul style="list-style-type: none"> ○多様化するニーズに対応し冷凍冷蔵に特化した物流施設を全国で、計画中包含み18棟を事業化。開発する倉庫は“賃貸型・マルチテナント型”として区画単位で賃貸可能で、冷却設備も標準装備しており初期費用を押さえ中小事業者や新規参入企業も柔軟に利用可。 ○物流業界・運送業における人手不足を背景に、倉庫の自動化・省人化を推進し、非接触・非対面化や24時間自動管理を実現。物流事業開始から5年で全国に13棟の倉庫を竣工。地域ごとの食品流通拠点として安定供給を支援。 ○冷凍食品ニーズやEC拡大に伴う倉庫不足、老朽化した既存施設の建て替え需要を背景に、2021年に三菱HCキャピタルと合弁会社を設立し、2025年8月までに6物件を竣工。 ○2025年9月、函館市と「地域活性化」に関する連携協定を締結。食品製造拠点としての優位性や豊かな環境を活かし、企業誘致・雇用創出を目指す。 また、フロン規制を見据え、自然冷媒を全施設に導入。さらに太陽光発電や高断熱設計、自動温度管理も採用し省エネと温室効果ガス削減に貢献。 		

AIと人間の境界線

最近バスや電車などAI音声による案内が増えています。外食でもロボットによる配膳は珍しくありません。対話型も普及していますし、囲碁や将棋ではすでに人間では敵わないレベルになっています。AI（人工知能）はどこまで進化するのでしょうか。

最近、60代の主婦の方から面白い話を聞きました。彼女はチャットにハマっていてストレス解消のためにAIとの対話を楽しんでいるそうです。例えば「私を褒めて」と言うと、設定した好みの声で「はなこちゃんは可愛い、頭が良い」と中年男性の渋い声で褒めまくってくれるそうです。生成AIが世代を超えて浸透していることにびっくりしました。

YouTubeなどのAI音声は変なアクセントや誤読が多く、まだまだという感じですが、これは無料だからです。有料になると論文や文学作品などプロ仕様の仕事をやってくれます。ただ残念なことにAIは「データに基づく最適化を判断する巨大な情報処理機関」ですから自らの意識がありません。AIは自分の知らないことがあることを知らないので、不正確な情報でも自信満々に教えてくれます。

私は人生の最終コースに入り睡眠時間が短く夜が長くなっています。難しい本は眠くなるより前に目が疲れ、内容が頭に入らず役立ちません。夜の徒然はもっぱらネットフリックス、YouTube、めっちゃコミック等で、赤毛のアンとハイジは全巻DVDがあります。

そうした私の最近のお気に入り「寝ながら聞ける宇宙の謎」や「縄文時代が1万年以上平和に続いた謎」等をPCのイヤホンで聞きながら寝ることで。

寝ながら得ることができる新しい知識は新鮮です。アインシュタインの物理学から量子力学になり、質量の最小単位は鉄腕アトムのアトム、つまり原子だと思っていたら、アトムは原子核と電子で構成され、さらに原子核は陽子と中性子に分かれているなど、素粒子は何十とあることを初めて知りました。それでも宇宙の70%は、まだ解明されていない暗黒エネルギーが占めており、宇宙はそうした無の世界からビッグバンによって誕生したと言われていています。そして宇宙を作った最小単位である量子は、同時に人間を誕生させた最小単位でもあります。

その宇宙を分析する量子力学と医学がコラボし脳のAI化に取り組んでいます。量子力学と脳医学が融合した「量子脳科学」という分野がすでにあり、ノーベル賞受賞者も出ており、脳医学の発展、認知症などの治療に期待されています。意識を持ったAI脳の開発も現実的になっているのではないのでしょうか。

科学はどこまで神（宇宙）の領域に踏み込めるのか。天才科学者が作った人造人間が人を襲うフランケンシュタインは、まさに「意識を持ったAI脳」です。原作は1816年の英国作家メアリー・シェリーの生命倫理を問う文学作品です。19世紀の初めに一人の作家が科学と生命倫理を問題提起していたことは驚きです。量子力学の世界では、すでに哲学や宗教界との連携も行われているとのことで「意識を持ったAI脳と人間の境界線」という「生命の倫理」は科学だけでは解決できない課題になりつつあります。

市場流通ジャーナリスト 浅沼 進

編集後記

編集後記を担当するようになり「何を書くか」で毎月頭を悩ませています。題材を与えられていた学生時代のレポートとは違い、0（ゼロ）から自分題材を考えるのは大変です。

一方で先日「優良経営食料品小売店等表彰」でお話した受賞店の方々は、年齢問わずアンテナが高く色々な新しいアイデアと意欲に満ち溢れていました。今月はその中から農林水産大臣賞を受賞した3店舗の「0（ゼロ）から1（イチ）を生み出した」素晴らしい取組の一部を紹介しました。HPには受賞店全店のノウハウが詳しく掲載されていますのでご興味のある方は是非ご参照下さい。（S）